

長崎県議会議長 徳永達也 殿

長崎県議会議員 各位

長崎県議会全員協議会「質問書」への回答について

令和7年2月7日

前略

- 1 今般、長崎県議会議長名で、県議会全員協議会からの質問書に回答するよう、令和7年2月3日付けで依頼を受けました（6議第165号）。
- 2 県議会全員協議会への欠席連絡にも記載したとおり、良識ある県議会議員が数多くいる貴議会において、大変残念ながら、ごく一部の悪意ある議員が、常習詐欺師らを通じて議会に政争を持ち込み、その過程において私の要配慮個人情報が漏えいされ、公表されている議会会議録の一部が改竄され、さらに私と知事の公務（知事レク）について虚偽の事実を流布された事実があります。かかる事実を踏まえれば、貴議会が、公平かつ公正な議論を行う議事機関としての信用性を欠くと判断せざるを得ず、出席要請には応じることができないと判断し、欠席のご連絡をいたしました。これらの理由は、質問書に回答することをも躊躇する事情があることは、まず、御理解いただきたく思います。
- 3 その上で、現時点で可能な限りのご説明をするため、別添の通り回答書を送付いたします。

なお、一問一答形式での回答を求められておりますが、質問書の到達から回答期限まで極めて短い期間であること、事案の性質上回答できることに限りがあることなどから、各議員から提出されているすべての質問に対して一括で回答する形となりますのでご了承ください。

- 4 また、回答書が会議録に掲載されることについては承知しているところですが、「個人情報等にご留意のうえ、ご回答願います」（6議第165号）とあるところ、現に私の氏名は、貴議会議員がすでに不起訴になった刑事事案につい

て扱った一般質問の会議録内で、一切の留意がなされずにそのまま実名で公表されていること（令和4年6月定例会、6月14日中村泰輔議員、P. 150～151）は、ご承知のことと思います。

かかる質疑においては、中村泰輔議員は既に複数の民放各社で私の氏名（実名）が報道されているような言及をしておりますが、私が氏名（実名）で報道された事実は無く、現に当該事案は不起訴処分（令和6年10月8日）となっております。中村泰輔議員の言及は、重大な事実誤認と言わざるを得ません。

このように、貴議会が、これら不起訴事案（当時、処分未了）ですら私の実名を挙げて会議録に記載し、私のプライバシーに配慮しない運用をした経緯を踏まえれば、今般、貴議会から送付された質問書に記載の「個人情報等にご留意」は、このような氏名（実名）を秘匿する配慮は含まれないと解釈せざるを得ないため、氏名は実名で記載いたします。

草々

長崎県議会議長 徳永達也 殿

長崎県議会議員 各位

長崎県議会全員協議会「質問書」への回答書

令和7年2月7日

[REDACTED]

貴議会から送付されました質問書について、下記の通り回答いたします。

1. 欠席の理由

① 私から徳永達也県議会議長宛にお送りした「貴議会における審査についての上申書」（令和6年11月19日付）は、私の要配慮個人情報（捜査の状況や病状）が記載されているため、議長に対し、県議会議員以外の第三者や外部に漏えいしないよう、書面にて要請しておりました。

しかしながら、令和6年12月9日、議長から各県議会議員に限って封書で共有された当日の夜に、県議会議員以外の第三者である小橋川栄二氏（以下「小橋川氏」といいます）のブログに、当該要配慮個人情報（病状）の一部が公開されました。

当該上申書の記載内容の一部が、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条に定義される要配慮個人情報であることは県議会事務局も認めているところ、いずれかの長崎県議会議員が、私の要配慮個人情報を、悪意を持って外部の第三者に漏えいしたことは明白です。かかる漏えいは、私のプライバシー権を侵害する行為にあたります。

② 令和6年10月30日午前に貴議会総務委員会で行われた集中審査には、郷原信郎弁護士が出席したところ、複数の県議会議員と郷原信郎弁護士は、その席上、小橋川氏が過去に詐欺事件に関与した詐欺師である旨などの素性について質問し、答弁をするやり取りがありました。

かかる質疑はインターネットを通じて中継されていたところ、後日公

表された会議録からは当該部分が注釈等無く削除され、中継されていた動画も当該部分が丸ごと削除（例えば、長崎県議会総務委員会が公表している動画のうち、22分05秒前後など複数箇所）されています。

貴議会会議規則では、発言した者は、その会期中に限り、自己の発言の取消しまたは訂正を求めることができると定め、申し出があったときは、議長は、会議にはまって、これを許可する（県議会会議規則113条1項、2項）とされていますが、複数の関係者に確認したところ、このような手続きはなされていないことも確認しております。

議会が、自ら定めた会議規則に反し、公表されている会議録から発言者の発言を、正規の手続きを踏まずに削除することは、言語道断であり、議事機関としての貴議会の信頼を失墜させる重大な事案と認識しております。私は、このことについて公文書開示請求を行っておりますが、事実関係によつては、本事案は、貴議会議員の一部が小橋川氏を庇うために行った公文書改竄行為であると解釈せざるを得ません。

また、同様の公文書改竄行為が他にも発覚せずに発生している可能性も否定できず、かかる事態を黙認すれば、私が仮に議会に出席し発言する内容も、正確に会議録に反映されないおそれがあると、大変危惧しております。

③ 全員協議会において、「知事の公務と政務の混同について」とされる項目が取り上げられると通知を受けました。

このことに関連して、貴議会総務委員会に参考人として出席した小橋川氏は、私が、いわゆる知事レクチャーに参加したと自らのブログ上で記述し公表しておりますが、このような事実は一切なく虚偽です。本件について、私は小橋川氏を長崎県警察本部に名誉毀損・信用毀損罪で刑事告訴したところ、小橋川氏はその後刑事告訴を受けた報道発表において、「6月20日県議会議員から「知事レクチャーに[REDACTED]氏が出席している」（中略）旨のお話を聞いた。」と記述し公表しております。また、

小橋川氏は、私を虚偽告訴罪で刑事告訴しております。

仮にかかる伝聞行為が事実だとすれば、当該長崎県議会議員は、私の行動について虚偽の風説を流布しておりますので、私に対する名誉毀損・信用毀損罪の共犯者となりえます。そうすると、私が全員協議会に出席した場合、加害者たるいずれかの県議会議員が、被害者たる私に対し、既に刑事事件となっている事案について、自ら質問・陳述する機会があることも否定できません。既に捜査が進行中である本事案について、県議会で加害者が質疑することは避けるべきと考えています。

なお、この点につき、私は、これら小橋川氏の主張が虚偽である事実を捜査当局に対して証明するため、私の知事レクチャーへの出席事実及び参加の意思のわかる文書を請求対象とする保有個人情報開示請求を長崎県知事宛にいたしておりましたところ、令和7年1月23日付けで、「請求のあった文書等が存在しないため。」との理由で、不開示の旨通知を受けました。上記通知は、小橋川氏による「私が知事レクチャーに参加した」などという主張が完全な虚偽であるということについて、一定の証明になると考えますので、その複写を参考までに末尾に添付いたします。

④ 以上に述べた3つの事実により、私は、貴議会が、一部議員の行為により、公平かつ公正な議論を行う議事機関としての信用性を欠くと判断せざるを得ません。また、刑事事件として既に係争中の事案について、加害者と被害者が直接質疑を行うべきではないと考えます。

したがって、貴議会全員協議会の出席要請には応じられず、欠席いたしました。

⑤ なお、今後仮に、貴議会に、今般の全員協議会と同趣旨の百条委員会が設置されたとしても、ここまで述べた理由等は、委員会不出頭・証言拒否・書類提出拒否の正当な理由（地方自治法第100条3項）にあたり

ますから、私が証人として貴議会百条委員会からこれらを請求されたとしても、請求に応じる意向はありませんので、念の為附記いたします。

2. 全員協議会における質問事項への回答

上記理由により私は全員協議会への出席は見送りましたが、質問事項の通告を受けておりますので、いずれの件も小橋川氏から刑事告発を受けている立場であり私には自己負罪拒否特権が存すること、私の要配慮個人情報が漏えいしたことで私のプライバシー権が保障されない状況下をふまえても、なお可能な範囲で、書面にて回答を申し上げます。

① いわゆる「迂回献金」のご質問について

迂回献金の疑義に対する質問については、令和7年2月3日、長崎県議会事務局より、質問書の記載に関わらず回答は不要である旨ご連絡をいたしておりますので省略させていただきます。

その上で、私が陣営関係者に対して「迂回献金」を指示した事実、私が陣営関係者に対して「迂回献金」を指示できる権限、私が「迂回献金」に関して医療法人と直接対応した事実は、いずれも一切ないことを付言させていただきます。

② いわゆる「二重計上」のご質問について

私から徳永達也議長宛にお送りした「貴議会における審査についての上申書」（令和6年11月19日付）の通りです。以下、引用します。

ご指摘されている2000万円の取扱について、知事及び後援会職員等から私に対して具体的な相談があったことは事実です。

しかしながら、

1) 私が長崎県知事選挙の知事選挙収支報告を作成又は指示した事実

- 2) 大石賢吾後援会や新しい長崎県をつくる会の政治団体収支報告を作成又は指示した事実
- 3) 私が 1) 2) 記載の報告書を作成又は指示できる権限
は、いずれも一切ありません。当該相談に対する対価も受領していません。

本事案については、知事の答弁のとおり、知事選挙収支報告と大石賢吾後援会の政治団体収支報告のいずれにも収入として記載した二重計上の誤記であったと認識しています。

③ 知事の政務と公務の混同について

私は、知事の公務には関与しておりません。また、前述の通り、私が、「知事レクチャー」に参加した事実は一切ありません。私は、このことについて名誉毀損・信用毀損罪で小橋川氏を告訴したところ、小橋川氏が自ら報道発表として「6月20日県議会議員から「知事レクチャーに[REDACTED]氏が出席している」（中略）旨のお話を聞いた。」と公表していますから、この事実関係は、ぜひ貴議会運営委員会でご協議いただき、各会派を通じ、事実関係を当該県議会議員にお尋ねください。なお、小橋川氏の主張する「県議会議員から（中略）旨のお話を聞いた」事実が、仮に真実であれば、当該県議会議員も私に対する名誉毀損・信用毀損罪が問われる事態であり、仮に虚偽であれば、小橋川氏は貴議会議員の名を借りて更なる虚偽の事実を公表したこととなり、いずれも重大な違法事実となりえることを、ここに指摘します。

総務委員会集中審査で元事務局職員[REDACTED]氏は、当時の秘書課長と私について、「元秘書課長であった〇氏と選挙コンサルタントは、本当に毎日電話を交わすような、情報交換をしておられました。」と陳述していますが、これも虚偽です。私は、元秘書課長と面識はあり、その最初の面会は、秘書課長在職時だったと記憶していますが、具体的な日時等は

覚えていません。元秘書課長とは、政務と公務の調整が必要な事項について連絡をすることはありませんが、「本当に毎日電話を交わすような」関係などなく、その事実もありません。そもそも、長崎県に在住する■■氏が、いったいどのような根拠で、東京都に在住する私が元秘書課長と「本当に毎日電話を交わす」という状況だと、見ても聞いてもいないのに断定的に陳述できるのか、甚だ疑問に思います。

④ 元事務局職員と元監査人の証言や、関係性に関する見解

元事務局職員と元監査人の証言や関係性について、一連の事案は、元監査人が元事務局職員と共に上、自らの経歴や資格を偽って知事に近づき知事を信用させ、後援会預金口座から不正に出金を得しめた詐欺事件だと確信しています。以下、見解を述べます。

(ア) ■■氏（元事務局職員）について

令和6年1月7日、■■氏（元事務局職員）は知事と私に対し、小橋川氏（元監査人）を「弁護士資格のある会計監査人の方です。今は国の仕事をしておられます。郷原さんが東京地検におられた際に面識があると言われておられました。」と述べ、紹介しています。

しかしながら、元監査人が弁護士資格を有していないことは県議会集中審査における元監査人の答弁で既に明らかです。また、国の仕事をしていることについても、匿名委託契約書なる怪文書が後援会事務所から発見されたのみで、事実確認できておりません。元監査人が郷原弁護士と面識があることは事実ですが、過去の報道や県議会での関係者の答弁などを踏まえれば、実態は、郷原弁護士が広島地検検事在任時、広島県議会副議長（当時）らによる詐欺事件の捜査官と被疑者の関係であったようです。（このことは、総務委員会集中審査における浅田県議会議員による質問に対し、郷原信郎弁護士も答弁で関係性を否定しなかったことからも明らかですが、この質問と答弁は公表されている県議会動画ならびに議事録からは抹消・隠蔽されていること

は、上述の指摘の通りです)。

したがって、令和6年1月7日に[REDACTED]氏（元事務局職員）が知事に対して小橋川氏（元監査人）を紹介した当該文言は、何一つ真実のない虚偽の事実だったことは明らかです。小橋川氏の弁護士資格を調査確認することは十分可能であったはずですから、残念ながら、その時点で、元事務局職員は知事に対して、小橋川氏の素性を隠そうと意図していたことが推察されます。

(イ) 小橋川栄二氏（元監査人）について

小橋川氏は、過去、公認会計士を装って金銭を詐取するなど、複数の詐欺事件で逮捕され、あるいは有罪判決を受けており、これらは実名報道（旧姓：真鍋栄二）されています。

先の県議会集中審査においても、小橋川氏は、海外の公認会計士資格を有することを陳述していますが、その証拠は何ら示されず、私が、各士業団体等が公表するデータベースをもとに調査しても、小橋川氏について、国の登録政治資金監査人ではなく、登録政治資金監査人の要件たる、日本国内の弁護士資格、公認会計士資格、税理士資格のいずれも、確認できません。

このほか、小橋川氏は大石知事に対し、直接または[REDACTED]氏を介して間接に、自らの経歴や資格を複数偽り、あるいは私や、知事とは別の県内政治家に買収等の違反行為があるなどといった虚偽の犯罪事実をでっち上げて自らの信用を得ようしたり、第三者の信用を毀損する等の分断工作をしてきた経緯がありますが、それらの詳細は当事者たる大石知事がよくご存知のことと思います。

このような結果として、大石知事は一時期、小橋川氏の偽った経歴等を信じ、小橋川氏と契約関係に至りましたが、現在において大石知事は小橋川氏の素性等に疑念を抱き、契約の解除に至っているものと認識しています。また、一連の事案において、公金支出などの事実はなく、知事の公務にも影響はありません。

小橋川氏は、自らのブログで大石知事や私に関する虚偽の事実を公表し、大石知事や私から名誉毀損罪等で刑事告訴をされております。さらに、現在も、同ブログ上で、虚偽の事実を公表したり、私の顔写真を使った悪意ある似顔絵を掲載するなどの卑劣な手段によって大石知事や私に関する誹謗中傷・侮辱をし、肖像権や名誉権、プライバシー権の侵害を繰り返しております（これらの記事の多くは、プロバイダ責任制限法に基づく手続等により、ブログ運営会社が誹謗中傷等にあたると判断して削除している事実があるほど悪質な内容です）。

また、小橋川氏と私は、令和6年6月24日、唯一、電話で会話をしておりますが、その際、小橋川氏は私に対し、貴議会でも話題となった知事選挙のオートコール事案（長崎地方検察庁により令和6年10月8日、不起訴処分）について、「[REDACTED]さん本当に今だったらまだどうにでもなるんですよ」などと述べ、更に別の県内政治家の名前を挙げて「そういう事件も動いてますんでね、本当に注意してください」などと脅す言動をしています（通話の録音データならびに反訳は、長崎県警察本部に提出しています）。

これらの事実関係を踏まえれば、一連の事案は、常習詐欺師による現在進行形の刑事事件ならびに悪質な人権侵害行為という性質が極めて強く、その解明は、捜査権限のある捜査当局及び司法に判断を委ねるべきであると考えます。

3. 結語

以上のようなことから、良識ある県議会議員が数多くいる貴議会において、大変残念ながら、ごく一部の悪意ある議員が、常習詐欺師らを通じて議会に政争を持ち込み、その過程において私の要配慮個人情報が漏えいされ、公表されている議会会議録の一部が改竄され、さらに私と知事の公務（知事レク）について虚偽の事実を流布された事実があります。

私は、かかる事実を踏まえれば、貴議会が、公平かつ公正な議論を行う議

事機関としての信用性を欠くと判断せざるを得ず、出席要請には応じること
ができませんでした。なお、一問一答形式での回答を求められていました
が、質問書の到達から回答期限まで極めて短い期間であること、事案の性質
上回答できることに限りがあることなどから、各議員から提出されているす
べての質問に対して一括で回答する形となりましたことをご了承ください。

以上